

第六次国有林野施業実施計画書
第二次変更計画

(東三河森林計画区)

[変更年月]

第一次変更 令和 6 年 3 月

第二次変更 令和 7 年 3 月

林野庁中部森林管理局

目 次

I	変更事由	1
	・ 治山に関する事項	
II	変更事項	
4	治山に関する事項	2

東三河森林計画区 第六次国有林野施業実施計画の第二次変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更する。
なお、この変更は令和7年4月1日から効力を生ずるものとする。

I 変更事由

・ 治山に関する事項について

治山事業の保全施設の整備の推進を図るため、治山に関する事項を変更する。

II 変更事項

4 治山に関する事項

(単位:保全施設 箇所、保安林の整備 ha)

位 置	区 分	工 種	計画量
桧原川 1、大多賀川 1、黄柳川 1、当貝津川 3 寒狭川上流 1、寒狭川上流 4、豊川 1、豊橋 1、梅田川 1	保全施設	溪 間 工	9
大多賀川 1、当貝津川 3、豊川 2、豊橋 1	保全施設	山 腹 工	4
	保全施設	そ の 他	
東三河森林計画区管内の保安林区域内	保 安 林 の 整 備	そ の 他	203.52
合 計	保全施設	溪 間 工	9
		山 腹 工	4
		そ の 他	
	保 安 林 の 整 備	そ の 他	203.52

(注) 1 位置は、単位流域を表す。

2 保全施設の計画量（箇所）は、単位流域の数を表す。

3 災害復旧等緊急を要する工事については、指定箇所以外においても実行できる。